

# 平成29年度

## 職業訓練指導員講習（48時間講習）案内

埼玉県職業能力開発協会

職業訓練指導員とは、公共職業訓練及び認定職業訓練において、訓練を担当する者をいいます。原則として、普通訓練を担当するには、職業訓練指導員免許を受けた者でなければならないことになっています。

職業訓練指導員講習（48時間講習）は、職業能力開発促進法に基づいて、一定の要件を備えた技能者の方を対象に実施するものです。この講習修了により、住所地の都道府県に職業訓練指導員免許を申請することができ、都道府県知事から職業訓練指導員免許証が交付されます。

※免許の申請については、項目5をご覧ください。

講習の実施は、次の要領で行います。

### 1 講習日時及び実施会場

	実施会場	講習日程	時間	定員
第1回	カルタスホール（北浦和） （地図：P.4実施会場参照）	平成29年8月28日（月）～30日（水） 計6日間	9時00分～ 18時00分 日程により若干の変更有	40名
第2回	大宮ソニックシティビル （地図：P.4実施会場参照）	平成30年3月2日（金）～4日（日） 3月9日（金）～11日（日） 計6日間	9時00分～ 18時00分 日程により若干の変更有	64名

### 2 申請受付期間及び手続

#### ▲第2回受付期間及び場所

期間：平成30年1月29日（月）～2月2日（金） 9:00～16:30（12:00～13:00 除く）

場所：埼玉県職業能力開発協会（P.4 参照）

- ・当協会へ直接お越しになり申請してください（代理人でも可）。
- ・土日及び祝日は受付いたしません。
- ・FAX、郵送による受付はいたしませんのでご注意ください。
- ・定員になり次第、受付期間中でも受付を締切ります。

## ▲申請に必要な書類

- (1) 受講申請書（所定用紙）…当協会ホームページでダウンロードできます。  
（郵送で入手希望の場合は1部当たり120円分の切手を添えて申し込んでください）
- (2) 写真(5 cm×4 cm) 6ヶ月以内に撮影した正面脱帽半身像 1枚
- (3) 受講資格を証明する書類（**項目7 受講資格をよくお読みください**）
  - ① 技能検定1級又は単一等級の技能検定合格証書の写し
  - ② ①以外の場合は別途証明書類が必要です。必ず申請前にお問い合わせください。
- (4) 受講料

## 3 受講料

14,000円 申請時、現金で納付してください。

※テキスト代が別途かかります。（1冊3,855円）↓項目6 講習資料参照

納付された受講料は、当協会の都合により講習を中止した場合又は受講資格が不適合で申請を不受理とした場合以外は、返還いたしません。また、仕事や個人的な理由で受講できなくなった場合、来期の振替受講や不足時間分の補てんを行うことはできません。

## 4 講習内容及び時間数

職業訓練原理(4)	教科指導方法(16)
労働安全衛生(3)	訓練生の心理(7)
生活指導(6)	職業訓練関係法規(4)
事例研究(6)	確認テスト(2)
	合計48時間

## 5 免許の申請

上記すべての講習を受け、確認テストに合格した方には修了証書が交付され、住所地の都道府県に職業訓練指導員免許の申請ができます。免許取得要件が確認された後、都道府県知事から職業訓練指導員免許証が交付されます。

次の方は、免許を取得することができません。

- (1) 成年被後見人又は被保佐人
- (2) 禁錮以上の刑に処せられた者
- (3) 職業訓練指導員免許の取消しを受け、当該取消しの日から2年を経過しない者

## 6 講習資料

テキストは、「職業訓練における指導の理論と実際 1.1訂版」を使用します。既にお持ちの方は購入の必要はありません。購入希望の場合は受講申請時にご購入いただけます。

## 7 受講資格

当講習の受講資格は、職業能力開発促進法に基づいて定められています。例外は一切認められていません。受講資格は別表1のいずれかに該当している方に限りますので、よくお読みの上ご確認ください。

- (1) 受講資格No.1「1級又は単一等級の技能検定合格者」以外の資格で受講を希望する方は受講資格の確認が必要です。必ず申請前に当協会へご連絡ください。事前連絡がない場合は、申請期間にお越しいただいても受付いたしません。

なお、受講資格No.1以外の場合には、修了した教育機関や職場の証明書等をご用意いただきます。申請期間前にその内容を確認させていただきますので、申請期間までの日数に余裕をもって、お早めにご連絡ください。

- (2) 1級・単一等級技能検定合格者であっても、対応する職業訓練指導員免許職種がない職種（別表2参照）については、受講資格が生じません。
- (3) 受講資格No.2～21についての「必要な実務経験年数」とは、各号の各課程を修了後または卒業後から起算した年数となります【職業能力開発促進法施行規則（昭和44年労働省令第24号）附則第9条第1項第3号の規定に基づき】。また、課程修了前後での実務経験の合算はできません。（例：実務経験2年の後に普通職業訓練を受け、訓練終了後の実務経験が5年ある場合…「実務経験7年」とはならない）

### 【お問い合わせ先】

埼玉県職業能力開発協会

担当：総務課 長谷川・田中

TEL 048 (829) 2803

